

電気需給約款（高圧・特別高圧） 新旧対照表

※【東京電力管内・取次】、【関西電力管内・取次】も対象です

（下線部分が変更・追記箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p>II 契約の申込み</p> <p>6. 申込み</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 契約電力は、次によって定めます</p> <p>イ 高圧で需要する場合で契約電力が 500 キロワット未満の場合（以下、これによって契約電力を決定するお客さまを、「実量制のお客さま」といいます。）</p> <p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a 省略</p> <p>b 省略</p> <p>(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値と その 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。</p> | <p>II 契約の申込み</p> <p>6. 申込み</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 契約電力は、次によって定めます。</p> <p>イ 高圧で需要する場合で契約電力が 500 キロワット未満の場合（以下、これによって契約電力を決定するお客さまを、「実量制のお客さま」といいます。）</p> <p>各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a 省略</p> <p>b 省略</p> <p><u>(ロ) 削除</u></p> |
| <p>II 契約の申込み</p> <p>9. 本契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 契約期間満了日の 3 ヶ月前までに、お客</p> | <p>II 契約の申込み</p> <p>9. 本契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 契約期間満了日の <u>2</u> か月前までに、お客</p> |

| | |
|---|--|
| <p>さままたは当社から相手方に対する書面による意思表示がない限り、本契約の契約期間は自動的に1年延長し、以降もこの例によるものとします。</p> | <p>さままたは当社から相手方に対する書面による意思表示がない限り、本契約の契約期間は自動的に1年延長し、以降もこの例によるものとします。</p> |
| <p>Ⅲ 料金 13. 料金 (1) イ～ハ 省略 ニ 自家発補給料金 お客さまの発電設備等検査、補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受ける場合は下記の通りとさせていただきます。 (イ) 省略 (ロ) 省略 (ハ) 基本料金は電気供給契約書に定められた自家発補給電力使用時基本料金を適用いたします。ただし、電気の供給を受けない場合は自家発補給電力未使用時基本料金を適用いたします。従量料金は以下のとおりといたします。 a 使用日の前営業日の午前8時までに当社へ使用の通告を行った場合、電気供給契約書に定められた定期検査時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。 b a以外の場合、電気供給契約書に定められた事故時の自家発補給電力従量料金を適用いたします</p> | <p>Ⅲ 料金 13. 料金 (1) イ～ハ 省略 ニ 自家発補給料金 お客さまの発電設備等検査、補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受ける場合は下記の通りとさせていただきます。 (イ) 省略 (ロ) 省略 (ハ) 基本料金は電気供給契約書に定められた自家発補給電力使用時基本料金を適用いたします。ただし、電気の供給を受けない場合は自家発補給電力未使用時基本料金を適用いたします。従量料金は以下のとおりといたします。 a <u>原則として使用日の1か月前までに</u>当社へ使用の通告を行った場合、電気供給契約書に定められた定期検査時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。 b a以外の場合、電気供給契約書に定められた事故時の自家発補給電力従量料金を適用いたします</p> |
| <p>Ⅲ 料金 14. 契約超過金 (1) 協議制のお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、当社の責めとなる理由による場合を除き、お客さまは、当社に対して、契約超過金として、以下の式により算出される金額を支払うものとします。但し、当社に同金額を超過する損害が</p> | <p>Ⅲ 料金 14. 契約超過金 (1) 協議制のお客さま及び自家発補給料金が適用されるお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、当社の責めとなる理由による場合を除き、お客さまは、当社に対して、契約超過金として、以下の式により算出される金額を支払うものとします。但</p> |

| | |
|--|--|
| <p>生じたときには、かかる超過分も支払うものとします。</p> <p>(当該月の最大需要電力－当該月の契約電力)×託送供給等約款で定められる接続送電サービス基本料金単価×(1.85－力率/100)×1.5</p> | <p>し、当社に同金額を超過する損害が生じたときには、かかる超過分も支払うものとします。</p> <p>(当該月の最大需要電力－当該月の契約電力)×託送供給等約款で定められる接続送電サービス基本料金単価×(1.85－力率/100)×1.5</p> |
| <p>V 使用および供給</p> <p>30. 違約金</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 37 (本契約の廃止) (1)の規定に反し、お客さまの廃止申入れ日から廃止希望日までの期間が3ヵ月に満たない場合は、当社の承諾の有無に関わらず、お客さまは、以下の数式によって算出される金額を支払うものとします。但し、当社に同金額を超過する損害が生じたときには、かかる超過分も支払うものとします。</p> <p>当社が提示した見積書の1年間の電気料金(基本料金と従量料金の合計)÷12×申入れ期間不足月数×0.2</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 37 (本契約の廃止)の規定に基づき、当社が本契約の廃止を希望する場合は、当社は、お客さまに対して、これによって生じた損害を賠償するものとします。ただし、かかる損害賠償については、逸失利益等の間接損害を除き、通常かつ現実に発生した損害の範囲に限るものとします。</p> | <p>V 使用および供給</p> <p>30. 違約金</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 37 (本契約の廃止) (1)の規定に反し、お客さまの廃止申入れ日から廃止希望日までの期間が<u>2</u>ヵ月に満たない場合は、当社の承諾の有無に関わらず、お客さまは、以下の数式によって算出される金額を支払うものとします。但し、当社に同金額を超過する損害が生じたときには、かかる超過分も支払うものとします。</p> <p>当社が提示した見積書の1年間の電気料金(基本料金と従量料金の合計)÷12×申入れ期間不足月数×0.2</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 37 (本契約の廃止) <u>(2)</u>の規定に基づき、当社が本契約の廃止を希望する場合は、当社は、お客さまに対して、これによって生じた損害を賠償するものとします。ただし、かかる損害賠償については、逸失利益等の間接損害を除き、通常かつ現実に発生した損害の範囲に限るものとします。</p> |
| <p>V 使用および供給</p> <p>33. 損害賠償の免責</p> <p>※【関西電力・取次】の場合は「32. 損害賠償の免責」</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 30 (供給の中止または使用の制限もし</p> | <p>V 使用および供給</p> <p>33. 損害賠償の免責</p> <p>※【関西電力・取次】の場合は「32. 損害賠償の免責」</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>31</u> (供給の中止または使用の制限もし</p> |

| | |
|---|---|
| <p>くは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、以下の場合を除き、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> | <p>くは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、以下の場合を除き、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> |
| <p>VI 契約の変更および終了</p> <p>37. 本契約の廃止</p> <p>※【関西電力・取次】、【東京電力・取次】の場合は「36. 本契約の廃止」</p> <p>(1) 本契約を廃止する場合、お客さまは本契約の廃止希望日の3ヶ月前までに書面により解約申入れを行うものとします。この場合、申入れた日から3ヶ月経過した後に到来する最初の計量期間等の開始日を廃止予定日として本契約を廃止することとします。</p> <p>(2) 当社は、前項に基づいて本契約を廃止するに当たっては、前項の廃止予定日に、当社の設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行い、お客さまは、必要に応じてこれに協力するものとします。但し、廃止予定日に当該処置を行うことができないときは、廃止予定日以降に係る処置を行うものとします。</p> | <p>VI 契約の変更および終了</p> <p>37. 本契約の廃止</p> <p>※【関西電力・取次】、【東京電力・取次】の場合は「37. 本契約の廃止」</p> <p>(1) 本契約を廃止する場合、お客さまは本契約の廃止希望日の2か月前までに書面により解約申入れを行うものとします。この場合、申入れた日から2か月経過した後に到来する最初の計量期間等の開始日を廃止予定日として本契約を廃止することとします。</p> <p><u>(2) 当社から本契約を廃止する場合、当社は本契約の廃止希望日の2か月前までに書面により解約申入れを行うものとします。この場合、申入れた日から2か月経過した後に到来する最初の計量期間等の開始日を廃止予定日として本契約を廃止することとします。</u></p> <p><u>(3) 当社は、前2項に基づいて本契約を廃止するに当たっては、前2項の廃止予定日に、当社の設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行い、お客さまは、必要に応じてこれに協力するものとします。但し、廃止予定日に当該処置を行うことができないときは、廃止予定日以降に係る処置を行うものとします。</u></p> |
| <p>別表</p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> | <p>別表</p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> |

| <p>(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円として、その端数は、切り捨てます。</p> <p>また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。</p> <p>ロ 省略</p> | <p>(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円として、その端数は、切り捨てます。</p> <p>また、予備電力及び自家発補給電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。</p> <p>ロ 省略</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------|-------------|----------|------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|---|--------|--------|-------------|----------|------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|
| <p>※以下【関西電力管内・取次】、【東京電力管内・取次】には該当箇所なし</p> <p>別表</p> <p>2. 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × (2)の基準単価 / 1000</p> | <p>※以下【関西電力管内・取次】、【東京電力管内・取次】には該当箇所なし</p> <p>別表</p> <p>2. 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × (2)の基準単価 / 1000</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該電力会社</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力ネットワーク</td> <td>37,200 円</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク</td> <td>31,400 円</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド</td> <td>44,200 円</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド</td> <td>45,900 円</td> </tr> </tbody> </table> | 当該電力会社 | 基準燃料価格 | 北海道電力ネットワーク | 37,200 円 | 東北電力ネットワーク | 31,400 円 | 東京電力パワーグリッド | 44,200 円 | 中部電力パワーグリッド | 45,900 円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該電力会社</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力ネットワーク</td> <td>37,200 円</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク</td> <td>31,400 円</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド</td> <td>44,200 円</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド</td> <td>45,900 円</td> </tr> </tbody> </table> | 当該電力会社 | 基準燃料価格 | 北海道電力ネットワーク | 37,200 円 | 東北電力ネットワーク | 31,400 円 | 東京電力パワーグリッド | 44,200 円 | 中部電力パワーグリッド | 45,900 円 |
| 当該電力会社 | 基準燃料価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道電力ネットワーク | 37,200 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東北電力ネットワーク | 31,400 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京電力パワーグリッド | 44,200 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部電力パワーグリッド | 45,900 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当該電力会社 | 基準燃料価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道電力ネットワーク | 37,200 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東北電力ネットワーク | 31,400 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京電力パワーグリッド | 44,200 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部電力パワーグリッド | 45,900 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|------------|----------|------------|----------|
| 北陸電力送配電 | 26,000 円 | 北陸電力送配電 | 21,900 円 |
| 関西電力送配電 | 27,100 円 | 関西電力送配電 | 27,100 円 |
| 中国電力ネットワーク | 26,000 円 | 中国電力ネットワーク | 26,000 円 |
| 四国電力送配電 | 26,000 円 | 四国電力送配電 | 26,000 円 |
| 九州電力送配電 | 27,400 円 | 九州電力送配電 | 27,400 円 |
| 沖縄電力 | 25,100 円 | 沖縄電力 | 25,100 円 |